

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年10月6日（令和5年（行情）諮問第886号ないし同第890号）

答申日：令和5年12月4日（令和5年度（行情）答申第493号ないし同第497号）

事件名：統合幕僚長指令一覧の開示決定に関する件（文書の特定）  
統合幕僚長指令一覧の開示決定に関する件（文書の特定）  
統合幕僚長指令一覧の開示決定に関する件（文書の特定）  
統合幕僚長指令一覧の開示決定に関する件（文書の特定）  
統合幕僚長指令一覧の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる5文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求につき、別紙の2（1）ないし（5）に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書5」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成30年8月28日付け防官文第13682号、同年9月10日付け同第14379号、平成31年3月8日付け同第3795号、令和元年8月30日付け同第6531号及び令和2年3月9日付け同第3265号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分5」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、添付資料は省略する）。

##### （1）審査請求書1（令和5年（行情）諮問第886号）

ア 不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

(イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」(平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室)は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」(表紙から22枚目)と定めている。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、実質的な不開示決定(かつその事実の隠蔽)であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知書からは不明であるので、履歴情報の特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しな

いか、特定を求めるものである。

カ 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。

(2) 審査請求書2 (令和5年(行情)諮問第887号)

一部に対する不開示決定の取消し(他にも文書が存在する)。

開示請求された「当該文書に関連して行政文書ファイル等に綴られた文書」が特定されていないのは、実質的な不開示決定(かつその事実の隠蔽)であるので、その取消しと、改めて特定を求めるものである。

(3) 審査請求書3 (令和5年(行情)諮問第888号)

上記(1)アないしオと同旨。

(4) 審査請求書4 (令和5年(行情)諮問第889号)

ア 文書の特定が不十分である。

(ア) 上記(1)ア(ア)と同旨。

(イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」(平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室)は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」(20頁目)と定めている。

(ウ) 上記(1)ア(ウ)と同旨。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知書からは不明であるので、変更履歴情報(別紙2(略)で説明されているもの)及びプロパティ情報(別紙3(略)で説明されているもの)が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ及びエ 上記(1)ウ及びエと同旨。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が存在しないものについても、特定を求めるものである。(原文ママ)

(5) 審査請求書5 (令和5年(行情)諮問第890号)

上記(4)アないしオと同旨。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成30年8月28日付け防官文第13682号、同年9月10日付け同第14379号、平成31年3月8日付け防官文第3795号、令和元年8月30日付け防官文第6531号及び令和2年3月9日付け防官文第3265号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分）を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件各審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに、それぞれ約5年、約4年11か月、約4年6か月、約4年又は約3年6か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 審査請求人の主張について

### (1) 令和5年（行情）諮問第886号

ア 審査請求人は、「不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）」として、電磁的記録形式の特定及び明示を求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

イ 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書1と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」とともに、「開示実施手数料の見直しを求める」として、本件対象文書1に紙媒体が存在すれば、それを特定した上で、それに見合った開示実施手数料の提示を求めるが、本件対象文書1の紙媒体は保有しておらず、また、原処分1においては、特定した電磁的記録の開示実施手数料を適正に

通知している。

オ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

(2) 令和5年(行情)諮問第887号

審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し(他にも文書が存在する)」としているが、本件対象文書2のほかには本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

(3) 令和5年(行情)諮問第888号

ア及びイ 上記(1)ア及びイと同旨。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるとしているが、本件対象文書3と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求めるとしているが、本件対象文書3は電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

オ 上記(1)オと同旨。

(4) 令和5年(行情)諮問第889号

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求めるとして、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるとしているが、本件対象文書4と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求めるとしているが、本件対象文書4は電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒

体を保有していない。

オ 上記（１）オと同旨。

(5) 令和５年（行情）諮問第８９０号

ア及びイ 上記（４）ア及びイと同旨。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書５と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書５は電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

オ 上記（１）オと同旨。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和５年１０月６日 諮問の受理（令和５年（行情）諮問第８８６号ないし同第８９０号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年１１月２７日 令和５年（行情）諮問第８８６号ないし同第８９０号の併合及び審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書（電磁的記録）を特定し、開示する各決定（原処分）を行った。

これに対して審査請求人は、紙媒体の特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

２ 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、発簡した統合幕僚長指令に関する情報を順次記入することにより作成される表形式の文書であり、これにより発簡した指令を一覧表示していることから、本件開示請求に係る行政文書として特定した。

イ 本件対象文書は、表計算ソフトにより電磁的記録として作成したものであり、紙媒体は保有していない。また、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成しておらず、保有していない。

ウ 本件各開示請求及び本件各審査請求を受けて、担当部署の執務室内の机、書庫、書棚、共有フォルダ及び担当者のパソコンなどを探索したが、本件対象文書の外に、本件対象文書の紙媒体及び本件請求文書に該当する文書の存在は確認されなかった。

(2) 以下、検討する。

ア 本件対象文書の作成方法について、諮問庁は、表計算ソフトにより電磁的記録として作成したものである旨説明する。

イ そこで、当審査会において、各諮問書に添付された本件対象文書の写しを確認したところ、本件対象文書は、いずれも、発簡した文書の発簡番号、文書日付及び件名の情報を記入する欄が設けられた、発簡文書1件につき1行の表形式の文書であり、既に発簡された文書に関する情報が順次記入されているものであることが認められ、表計算ソフトにより電磁的記録として作成したものとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

ウ このような本件対象文書の作成方法や様式、内容に加え、他に本件対象文書1及び本件対象文書3ないし本件対象文書5の紙媒体並びに原処分2に係る開示請求の対象に該当する文書の存在をうかがわせる事情は存在しないこと、探索の範囲等も不十分であるとはいえないことからすれば、防衛省において、本件対象文書1及び本件対象文書3ないし本件対象文書5の紙媒体並びに本件対象文書2の外に原処分2に係る開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求文書

- (1) 令和5年(行情)諮問第886号  
「統合幕僚長指令」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第13条)の一覧(2018年1~6月)。
- (2) 令和5年(行情)諮問第887号  
・統合幕僚長指令(原文ママ)(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第13条)の一覧(期間は2016年1月~2017年12月末),及び当該文書に関連して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。
- (3) 令和5年(行情)諮問第888号  
「統合幕僚長指令」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第13条)の一覧(2016年1月~2018年12月末)。
- (4) 令和5年(行情)諮問第889号  
「統合幕僚長指令」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第13条)の一覧(期間は2016年1月~2019年6月),及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。
- (5) 令和5年(行情)諮問第890号  
「統合幕僚長指令」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第13条)の一覧(期間は2016年1月~2019年12月),及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。

### 2 本件対象文書

- (1) 本件対象文書1(令和5年(行情)諮問第886号)  
統合幕僚長指令一覧
- (2) 本件対象文書2(令和5年(行情)諮問第887号)
  - ア 統合幕僚長指令一覧(平成28年)
  - イ 統合幕僚長指令一覧(平成29年)
- (3) 本件対象文書3(令和5年(行情)諮問第888号)
  - ア 統合幕僚長指令一覧(平成28年)
  - イ 統合幕僚長指令一覧(平成29年)
  - ウ 統合幕僚長指令一覧(平成30年)
- (4) 本件対象文書4(令和5年(行情)諮問第889号)
  - ア 統合幕僚長指令一覧(平成28年)



- イ 統合幕僚長指令一覧（平成29年）
- ウ 統合幕僚長指令一覧（平成30年）
- エ 統合幕僚長指令一覧（平成31年）
- (5) 本件対象文書5（令和5年（行情）諮問第890号）
  - ア 統合幕僚長指令一覧（平成28年）
  - イ 統合幕僚長指令一覧（平成29年）
  - ウ 統合幕僚長指令一覧（平成30年）
  - エ 統合幕僚長指令一覧（平成31年）
  - オ 統合幕僚長指令一覧（令和元年）